第四十一条の十五の三第二項第一号中「十万円」を「十万五千円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に改める。

第四十一条の十五の五第一項中「令和八年分」の下に「又は令和九年分」を、「令和八年」の下に「又は令和九年」を加え、同条第二項中「令和八年十二月三十一日」を「その年十二月三十一日」に、「年の」を「その年の」に改める。

第四十一条の十六の二の見出し中「令和七年分」を「令和八年分」に改め、同条第一項中「令和七年分以後」を「令和八年分以後」に、「(令和九年分」を「(令和十年分」に改め、同項第一号中「令和七年分及び令和八年分」を「令和八年分及び令和九年分」に改め、同号イ及びロを削り、同号ハ中「三百三十六万円を超え」を削り、「十万円」を「四十二万円」に改め、同号ハを同号イとし、同号ニを同号ロとし、同項第二号中「令和九年分」を「令和十年分」に改め、同条第二項中「令和七年分」を「令和八年分」に改め、同条第三項中「令和八年以後の各年」を「令和九年」に改め、「以下この項及び」及び「において、その年中に支払を受けるべき公的年金等の額がその年最初に公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額以下であるとき」を削り、「十万五千円」を「十一万円」に、「十万円」を「十万五千円」に、「十三万円」を「十四万円」に、「十四万五千円」に、「十七万五千円」を「十八万円」に改め、同条第四項中「令和八年」を「令和十年以後の各年」に改め、「前項に規定する」を削り、「を超える」を「以下である」に、「十万円」と、「十万円」を「十一万円」と、「十万五千円」に、「十二万五千円」を「十三万五千円」に、「所得税法」と、「十万円」を「所得税法」と、「十万五千円」に、「十四万円」を「十四万五千円」に、「十六万五千円」を「十七万五千円」に改める。

第四十一条の十七第一項中「第四条第五項第三号」を「第四条第九項第三号」に、「及び同項第四号」を「、同項第四号」に、「一般用医薬品を」を「一般用医薬品及び薬局製造販売医薬品（同法第二条第十七項第三号に掲げる医薬品をいう。第一号において同じ。）を」に、「第三項まで」を「この項及び次項」に、「平成二十九年一月一日から令和八年十二月三十一日までの間」を「次の各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内」に、「平成二十九年から令和八年まで」を「租税特別措置法第四十一条の十七第一項各号（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）に掲げる同項に規定する特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内」に、「租税特別措置法第四十一条の十七第一項（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例）」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　次項第一号に掲げる医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。次項において同じ。）である一般用医薬品等（薬局製造販売医薬品を除く。）に係る特定一般用医薬品等購入費　平成二十九年一月一日以後の期間

二　前号に掲げる特定一般用医薬品等購入費以外の特定一般用医薬品等購入費　平成二十九年一月一日から令和十三年十二月三十一日までの期間

第四十一条の十七第二項中「（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項に次の一号を加える。

三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十四項に規定する体外診断用医薬品のうち、その使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められるものとして政令で定めるもの

第四十一条の十七第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十一条の十八の三第一項第二号中「学生等」を「学生」に改める。

第四十一条の十八の四第一項第四号及び第五号中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十九第一項中「三億三千万円」を「一億六千五百万円」に、「百分の二十二・五」を「百分の三十」に改め、同条第二項第一号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第七号中「の規定」を「及び第三十七条の十四第十項の規定」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

第四十一条の十九第四項中「金額」の下に「若しくは第三十七条の十四第十項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額」を加え、「第二項並びに」を「第二項、」に、「第二項の」を「第二項並びに第三十七条の十四第十項及び第十一項の」に改める。

第四十一条の十九の二第一項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「次条第四項及び第八項」を「次条第四項、第八項及び第十三項」に、「第六項及び第八項」を「第六項、第八項及び第十三項」に、「同項」を「同条第八項」に改める。

第四十一条の十九の三第一項中「第四十一条の三の二第一項に規定する特定個人」を「個人で、年齢五十歳以上である者、介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定（以下この項において「要介護認定」という。）を受けている者、同条第二項に規定する要支援認定（以下この項において「要支援認定」という。）を受けている者、所得税法第二条第一項第二十八号に規定する障害者（以下この項において「障害者」という。）に該当する者又は当該個人の親族（当該親族が、年齢六十五歳以上である者、要介護認定を受けている者、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者（第十七項及び第十八項において「高齢者等」という。）である場合に限る。）と同居を常況としている者」に、「同項に規定する居住用の家屋」を「居住の用に供する家屋で政令で定めるもの」に、「及び第八項」を「、第八項及び第十項」に改め、「こと」の下に「、当該高齢者等居住改修工事等をした家屋が居住用家屋（第四十一条第一項に規定する居住用家屋をいう。以下この条において同じ。）に該当するものであること」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第二項中「金額。以下この項及び第五項から第八項まで」を「金額。以下この項、第五項から第八項まで及び第十一項」に改め、「こと」の下に「、当該一般断熱改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「限る。以下この項及び第五項から第八項まで」を「限る。以下この項、第五項から第八項まで、第十一項、第十四項及び第十五項」に、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第十一項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同条第三項中「及び第八項」を「、第八項及び第十二項」に改め、「こと」の下に「、当該多世帯同居改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるものであること」の下に「、当該住宅耐震改修をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「及び第八項」を「、第八項、第十三項及び第十五項」に改め、「金額。以下第八項まで」の下に「及び第十三項を、」が五十万円を超えるものであること」の下に「、当該耐久性向上改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を、「限る。以下第八項まで」の下に「及び第十三項から第十五項まで」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第五項及び第六項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第十一項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同条第七項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第九項」に、「及び次項」を「、次項及び第十六項」に改め、「こと」の下に「、当該子育て対応改修工事等をした家屋が居住用家屋に該当するものであること」を加え、「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に改め、同項第一号ハ、第三号イ及び第四号イ中「第十一項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同条第九項中「合計所得金額」の下に「(以下この条において「合計所得金額」という。)」を加え、同条第二十三項を同条第三十一項とし、同条第